

平成25年第2回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成25年6月11日(火曜日)

1.出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原真一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	15番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	村上健二	19番	秋山哲朗

2.欠席議員 1名

14番 西岡 晃

3.出席した事務局職員

議会事務局長	石田 淳 司	議会事務局補	岡崎 基 代
議会事務局係	大塚 享		

4.説明のため出席した者の職氏名

市長	村田 弘 司	副市長	林 繁 美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略局長	篠田 洋 司
総合政策部長	田 辺 剛	建設経済部長	伊藤 康 文
建設経済部長	松野 哲 治	総合観光部長	藤澤 和 昭
下水道事業局長	久保 毅	総務部長	大野 義 昭
総務部長	白井 栄 次	総務課長	細田 清 治
財政課長	佐々木 昭 治	総務課長	河村 充 展
総合政策部長		建設経済部長	河村 充 展
企画政策課長		商工労働課長	
総合観光部長	綿谷 敦 朗	上下水道事業局長	矢田部 繁 範
観光振興課長		施設課長	
教育長	永富 康 文	病院管理業者	高橋 睦 夫
代表監査委員	三好 輝 廣	消防長	西岡 博 和
美東総合支所長	倉重 郁 二	秋支所	奥田 源 良

教育委員
局長部長
局長部長
局長部長
局長部長
局長部長

山田悦子
小田正幸
三浦洋介

病院事業局
管理福祉部長
市民福祉部長
建設課長
農林課長

金子彰
西山宏史
西田良平

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1 号 平成 24 年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しに
ついて

日程第 4 報告第 2 号 平成 24 年度美祢市一般会計予算の繰越しについて

日程第 5 報告第 3 号 平成 24 年度美祢市水道事業会計予算の繰越しにつ
いて

日程第 6 報告第 4 号 平成 24 年度美祢市土地開発公社の事業報告につい
て

日程第 7 報告第 5 号 平成 24 年度美祢観光開発株式会社の事業報告に
ついて

日程第 8 報告第 6 号 平成 24 年度美祢農林開発株式会社の事業報告に
ついて

日程第 9 議案第 1 号 平成 25 年度美祢市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 2 号 平成 25 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 3 号 美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会
条例の一部改正について

日程第 12 議案第 4 号 美祢市税条例の一部改正について

日程第 13 議案第 5 号 美祢市都市計画税条例の一部改正について

日程第 14 議案第 6 号 美祢市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第 15 議案第 7 号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 16 議案第 8 号 美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及
び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 議案第 9 号 美祢市企業立地奨励条例の全部改正について

日程第 18 議案第 10 号 おもてなしのまち美祢観光振興条例の制定について

日程第 1 9 議案第 1 1 号 美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 1 2 号 美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 1 議案第 1 3 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 1 4 号 美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 2 3 議案第 1 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。

去る6月3日、福田市民福祉部長が御逝去されました。ここで、福田前市民福祉部長の御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思いますので、御協力をお願いいたします。黙祷。お直りください。御着席をお願いします。

只今から、平成25年第2回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますのは、執行部からは、報告第1号から議案第15号までの21件と、事務局からは、会議予定表と一般質問順序表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、三好睦子議員、山中佳子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から27日までの17日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付しております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、報告1号から、日程第23、議案第15号までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成25年第2回美祢市議会定例会に提出をいたしました報告6件、議案15件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、平成24年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについてであります。

平成24年度に継続費を設定をいたしました学校施設整備事業について、平成24年度の計算書にお示しをしておりますとおり、1億7,270万2,775円の残額が生じ、これを翌25年度へ逓次繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

報告第2号は、平成24年度美祢市一般会計予算の繰越しについてであります。

平成24年度美祢市一般会計予算について、民生費における介護施設と私立保育園に係る整備事業や、本年3月に補正をした国の大型補正に伴う緊急経済対策事業、また災害復旧事業など13件、総額4億244万8,800円を平成25年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものであります。

報告第3号は、平成24年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについてであります。

平成24年度美祢市水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、美祢市水道事業管理者から、上水道第10期区域拡張事業において、1,785万円を平成25年度へ繰越したことの報告を受けましたので、同法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号は、平成24年度美祢市土地開発公社の事業報告についてであります。

平成24年度事業の概要を申しますと、事業用地の処分としまして、土地造成事業用地を1,203万3,000円で売却処分をしております。

なお、平成24年美祢市議会第1回定例会におきまして、美祢市土地開発公社を解散することの議案を可決いただいたことを受け、市では、公社が保有をする金融機関への借入金を償還するとともに、公社から公社保有の土地を代物弁済として受けております。

また、市が公社に代わって行いました償還額から、公社保有土地による弁済額を差し引きしました残額、これ残債務ですが、これにつきましては、昨年12月に閉

会をされた美祢市議会４回定例会におきまして、公社に対する求償権の放棄についての議案の可決を賜ったところであります。この結果、公社は債務を解消することとなり、平成２５年３月３１日に解散することについて山口県知事の許可を受け、現在清算法人に移行をいたしております。今後の清算手続につきましては、２カ月間の広告機関を経て、公社の残余財産を確定させるとともに、残余財産につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第２２条第２項の規定に基づき本市に帰属させ、これをもって清算が終了するということとなります。

御参考までに、平成２５年３月末の住宅団地の分譲状況を申し上げますと、美祢住宅団地は、平成７年７月の分譲開始から、全体計画の一般個人用住宅用地８８６区画のうち、７４８区画を分譲に供し、平成２４年度における２区画の売却を含めまして、現在までに５５３区画を分譲いたしております。

また、長田定住団地は、全体計画１５区画のうち、１０区画を分譲をしており、旦住宅団地につきましては、全体計画３４区画のうち、３０区画を分譲しております。なお、湯の口分譲宅地につきましては、全体計画３区画全てを分譲いたしております。

市では、公社解散後も引き続き美祢住宅団地、長田定住団地、旦住宅団地における分譲宅地の販売を促進をいたすため、今年度新たに定住促進センターを設置をしますとともに、合わせて市関係課で構成します販売促進会議を設けることとしておりまして、十文字原総合開発事業用地を含めた販売促進に向けて鋭意努力をしておりますので、議員の皆様をはじめ市民の皆様におかれましては、引き続き更なる御支援、御協力をお願い申し上げます。

報告第５号は、平成２４年度美祢観光開発株式会社の事業報告についてであります。

総合交流施設道の駅おふくは、平成１０年４月５日のオープン以来、１５年が経過をいたしました。この間、事業運営にあたりましては、常に創意工夫を凝らし、来客者に満足いただけるようなイベントを企画し、実践してきたところであります。特に、平成１８年度には、温泉を循環式から源泉かけ流し方式に変更いたし、平成１９年度には足湯を開設するなど、施設を充実し、集客に努めてまいったところであります。

しかしながら、利用者のニーズの多様化や近郊での相次ぐ類似施設の開設、施設

老朽化等、管理運営に対するさまざまな問題点も発生をいたし、全ての問題に対応できず、さらには、リーマンショックや東日本大震災の影響を受けた自粛ムードや消費者動向の変化等も重なりまして、集客数において、年々減少しているという状況にあります。

そのような中、平成24年度には、可能な限りのコスト削減を行いました。各コーナーにおける総売上額は、1億9,324万8,267円と2億円を割り込みまして、対前年度比94.96%となり、全体では税引後908万8,907円の純損失を出すこととなりました。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。なお、平成25年度におきましては、さらに一步踏み込んだ経費削減策を継続実施し、一方では、外部専門委員を含めた経営検討委員会を立ち上げ、経営改善計画を策定させるとともに、引き続き、社員会議やスタッフ会議を通し、社員一人ひとりの意識改革を行わせたいと、設置者として考えております。

また、売上向上に対する取り組みについても、六次産業化への協力はもとより、独自イベントの企画や出張販売の積極的な参加、インターネット販売による地方発送等、経営改善につながる取り組みについて、積極的に実施をし、経営の安定化を図らせたいというふうに考えております。

以上、平成25年の取り組みについて、概略を申し上げましたけれども、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたさせます。

報告第6号は、平成24年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてであります。

美祢農林開発株式会社は、旧美祢市において平成19年12月25日の設立以来、新市でこれを引き継ぎ、5年半が経過をいたしました。この間、事業運営にあたりましては、設立目的である森林保護を推進していくため、竹箬の製造事業、また農林産物の水煮加工事業、そして竹細工加工事業の3事業を実施しているところであります。平成19年度に、美祢社会復帰促進センターの刑務作業と連携をいたしました竹箬の製造準備を行い、平成20年度から本格的に製造開始をいたしましたところであります。また、平成21年度からは、美祢市農林資源活用施設において、竹の子の水煮加工や農産物の水煮加工に着手をしたところであります。

しかしながら、森林整備と並行しながらの事業着手であるため、材料確保を含めまして事業の進捗は当初の計画どおりには行かず、試行錯誤の中、事業を実施してあるというのが状況であります。このような状況の中、平成24年度においては、当初からの課題でありました雇用の安定化や工場の稼働率向上を図るために、10月からカット野菜事業に着手をいたし、安定した売り上げも確保することができております。

その結果、平成24年度における総売上額は1,977万9,216円、対前年比202.5%と総売上額を伸ばすことができましたが、当年度においては、製造原価、販売費及び一般管理費、法人税等を合わせて525万3,927円の純損失を出すこととなりました。

平成25年度は、既存事業において、作業の効率化による製造原価の削減や営業活動の強化、さらには、市場ニーズ、消費者ニーズに沿った新たな商品開発等を実施するとともに、引き続き懸案事項となっている原材料供給体制、組織体制の強化を行うこととしております。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものであります。

議案第1号は、平成25年度美祢市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、今後の業務推進上、緊急に必要な経費について補正するものであります。

では、歳出予算の内容について御説明をいたします。

まず、民生費では、この度、国が生活困窮者対策及び生活保護体制を見直すとともに、生活保護基準の見直しを行ったことから、生活保護システムの改修が必要となったため、電算システム変更委託料として84万円を追加いたしております。

商工費では、竹材等資源活用事業において、従業員の作業効率の向上を図るため空調整備を設備するとともに、高品質の商品の製造や販路拡大、収益向上等を推進する新たな取り組みを実施するため、施設整備や機器整備の経費として3,912万3,000円を追加いたしております。

土木費では、国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業の事業費が確定したこと等に伴い、道路橋梁費において550万円を増額する一方で、都市計画費に

において2,650万円を減額し、合計で2,100万円減額補正するものであります。

教育費では、指定寄附金の50万円に対応して、教材備品費として50万円を計上しております。これは、本市の児童・生徒の情報発信力や収集能力、表現力等の向上を図るため、ICT機器を購入するものであります。

一方、歳入では、一般財源として基金繰入金を577万7,000円減額をいたし、特定財源として国庫支出金、寄附金、市債を2,524万円増額するものであります。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,946万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,426万3,000円とするものであります。

次に、地方債の補正では、商工施設整備事業債を3,370万円に、道路新設改良事業債を1億1,270万円に、街路事業債を1,620万円に、それぞれ限度額の変更を行うものであります。

議案第2号は、平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、地方税法及び美祢市国民健康保険税条例の改正に伴う電算システム改修経費の補正を行うものであります。歳出につきましては、総務費において電算システム改修委託料として161万7,000円を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金を歳出と同額の161万7,000円を計上しております。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出補正額161万7,000円を追加をし、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ38億4,966万7,000円とするものであります。

議案第3号は、美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、本年4月1日付組織改編により新設をしました市長統合戦略力の事務分掌の見直しに伴うものであります。

改正の主な内容としましては、行政改革の推進に係る事務については、総合政策部企画政策課が所管するものとしておりましたが、業務遂行上、市長統合戦略局政

策戦略課の所管とすることが望ましいと判断をしたため、これに関する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

このたび、地方税法、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されましたので、これに関する美祢市税条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の主な内容としましては、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、住宅借入金特別税額控除のうち、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税の所得割から控除する適用期限を4年間延長して、平成29年までの入居者を対象とするものであり、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を、所得税の課税所得の5%である最高9万7,500円から、7%として、最高13万6,500円に拡大する改正を行うものであります。なお、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填されるものであります。

次に、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から国税の見直しに合わせ、本税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行う所要の改正を行うものであります。現行の公定歩合から貸出約定平均利率が基準となり、延滞金14.6%を9.3%に、納期限1カ月以内4.3%を3.0%、還付加算金4.3%を2.0%にそれぞれ改正をするものであります。

次に、本税に関する処分等に対しては、行政手続法の適用が除外されていましたが、このたび、改正された地方税法では、申請に対する処分と不利益処分に関する行政手続上の諸手続のうち、申請を拒む場合の理由の提示及び不利益処分をする場合の理由の提示の2件について、行政手続法を適用することになりましたので、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、美祢市都市計画税条例の一部改正についてであります。

改正の主な内容としましては、市税と同様に本税に関する処分等に対しては、行政手続法の適用が除外されていましたが、このたび改正された地方税法では、申請に対する処分と不利益処分に関する行政手続上の諸手続のうち、申請を拒む場合の理由の提示及び不利益処分をする場合の理由の提示の2件について、行政手続法を適用することになりましたので、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、美祢市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

これは、昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立、公布され、これに基づき幼児期の学校教育、保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から開始される予定となっており、子ども・子育て関連3法のひとつである子ども・子育て支援法が本4月1日より施行されておりますことから、同法第77条の規定により市の合議制の機関として、子ども・子育て会議を設置するものであります。

この会議は、子どもの保護者をはじめ、子ども・子育て支援に関する関係団体やその従事者の方を主とした委員20名で組織するものとしており、各分野から子ども・子育て支援に関する施策の、総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議していただくことを目的として設置をするものであります。なお、この条例は平成25年7月1日から施行するものであります。

議案第7号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部改正と同様の改正を、美祢市国民健康保険税条例において行うものであり、主な改正点は次の2点であります。

1点目は、先ほど議案第4号・第5号の提案説明と同様に、このたび改正された地方税法では、申請に対する処分と不利益処分に関する行政手続上の諸手続のうち、申請を拒む場合の理由の提示及び不利益処分をする場合の理由の提示の2件については、行政手続法を適用することとなりましたので、所要の改正を行うものであります。

2点目として、このたびの地方税法の改正により、東日本大震災により居住用家屋が滅失等により住めなくなった方の相続人、これは当該家屋に居住していたものに限りませんが、これは当該家屋の敷地であった土地を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなしまして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得、これ5年以上保有した場合ですが、この扱いにできるとの課税特例が設けられましたので、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市行政改革推進委員会の答申を受け、次期指定管理期間

が始まる平成26年4月から使用料を改正するものであります。

議案第9号は、美祢市企業立地奨励条例の全部改正についてであります。

このたびの改正は、今後さらに企業誘致活動を推進していくにあたり、これまでの条例及び規則の中で、難解な部分を整理をするとともに、幅広い業種の企業進出や市内事業所の事業拡大を応援をいたし、併せて、山口県内では初めて固定資産税に加え都市計画税も課税免除の対象とするなど、所要の改正を行うものであります。

具体的には、これまでの対象事業に、倉庫業や卸売業、それからソフトウェア業、広告業、デザイン業、さらにはホテル業を追加をいたしまして、地域産業の活性化を図ろうとするものであり、これら対象業種については、県の対象業種に合わせたものとしております。これにより、これまで県の優遇措置を受けられても、市の優遇措置が受けられないといった問題を解消できることとなります。

併せて、市内に事業所を有している事業所が、生産能力の拡大や新しい分野への展開を行う場合についても支援をするということが可能になります。さらに、先ほども申し上げましたとおり、県内で初めて、都市計画税の課税免除を明確化し、他市との違いを強調いたしております。

以上が改正についての概略でございますが、これに留まることなく、今後も引き続き、改正が必要と判断できる場合は、改正手続を行い、さらなる企業誘致を推進をいたしたいというふうに考えております。

議案第10号は、おもてなしのまち美祢観光振興条例の制定についてであります。

これは、平成22年3月に策定をいたしました第一次美祢市総合計画において、交流拠点都市～観光立市～を実現するための基本目標の柱として観光・交流の促進を掲げていますが、観光振興は、地域の進行や地域経済の活性化につながるとともに、交流人口の拡大に大きく貢献するなど、本市の経済、産業のあらゆる場面で幅広く発展に寄与するものと考えられ、交流拠点都市～観光立市～を目指す上で、観光事業の果たす役割は極めて重要であるというふうに考えております。

とりわけ、この観光立市実現のためには、市民の方が美祢市の自然豊かですばらしい観光資源を再認識をいたし、うずもれた魅力や価値を知り、郷土に誇りと愛着を持ち、自信を持って観光旅行者をお迎えをし、また訪れたい観光地、また訪れたい美祢市とっていただけるような魅力ある観光地の形成の推進など、より質の高いおもてなしのまち美祢への取り組みを行うことが最も必要と考えております。

観光は、人と人の触れ合いが大事であり人材の育成が重要であることから、市民の方々、観光事業者、それから観光関係団体及び行政が相互的かつ一体的に連携をとりながら、おもてなしの意識を向上させる取り組みを行い、市全体の底上げを図ることを目的として、本市の顔となりますおもてなしの構築を図ること、並びに既存の観光資源の磨き上げと積極的かつ迅速で正確な情報の発信を行うことが不可欠であります。

また、多彩な観光資源を多く持つ本市では、その美観や奇観を損なうことなく後世に残し伝えていく責務があり、自然環境の保全・活用のバランスが求められ、持続可能な観光を推進していくことも必要であることから、観光旅行者の環境保全に対する理解の増進を図ることも重要であるというふうにも考えております。

よって、観光立市をめざす、おもてなしのまちの実現に向け、おもてなしを基調とした条例を新たに制定をするものであります。

議案第11号及び議案第12号は、施設使用料の改正に伴うものであります。

議案第11号は、美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第12号は、美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市行財政改革推進委員会の答申を受け、次期指定管理期間が始まる平成26年4月から使用料を改正するものであります。

議案第13号は、美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成23年度・24年度事業として実施をしました下領住宅北団地建て替えにより、行政区の見直し、区域の変更とともに、下領住宅5区が新たに追加されたため、水道事業の給水区域に下領住宅5区を加える改正をするものであります。

議案第14号は、美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

このたび、地場産業の振興等事業計画の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、平成25年9月30日をもって人権擁護委員、篠田修二氏、楳寿昭治氏、

藤野育子氏が任期満了となりますため、後任に篠田修二氏を再任候補者として、松原賢治氏、上利和子氏を新任候補者としてそれぞれ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出をいたしました報告6件、議案15件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより報告及び議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号平成24年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号平成24年度美祢市一般会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、報告第3号平成24年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第6、報告第4号平成24年度美祢市土地開発公社の事業報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

日程第7、報告第5号平成24年度美祢観光開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

ちょっと待ってください。河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほどの市長からの提案説明にありまして、現状の取り組みにつきまして、私のほうから若干報告をさせていただきたいと思います。

先の3月議会におきまして、美祢観光開発株式会社の出資金について御審議いただき、予算の承認をいただいたところであります。その際にいろいろと問題となっておりました経営における改善状況について、この場をおかりしましてその後の会社の取組状況を報告させていただきたいと思います。

まず、3月22日の議決後、社内のほうでは社員会議を開き、打開策、具体的には抜本的な経費削減に向けての意思統一や新たなイベント、新商品開発について協議をされております。

また、3月議会のMYT放送を見られました市内業者様のほうからコンサルティング業務の提案を受けたことにより、この社員会議の中で業務改善の方向として、今後、提案業者と協議を行い、提案事業を受け入れるか否かの協議が行われています。その後、業者に対しまして計画、見積もりを依頼、会社としては現状の問題点の洗い出しや、直近ゴールデンウィークの対応策について計画を依頼したということでございます。約1カ月間のコンサルティング業務を依頼し、お客様目線での問題点の洗い出し、スタッフの意思改革が行われると同時に、収益増への取組方法等の研修を受け、結果といたしまして、ゴールデンウィーク期間中、4月27日、土曜日から5月6日、月曜日、祝日までの10日間でございますが、対前年度費59万5,000円の増という売り上げを出したということをお聞きしております。

一方、中長期を見越した計画を策定するため、会社内に経営検討委員会を立ち上げることを決定されており、現在経営検討委員会に参加いただく委員さんの人選、交渉を進めておられ、早急に第1回目の委員会も開催するというところをお聞きしております。

なお、コンサルティング業者から提出された問題点の洗い出し資料等につきましても、今後、この経営検討委員会において十分活用するとともに、継続的に研修を受けていく方向であるということでございます。併わせまして、計画策定の重要性につきましては、十分に認識しており、早急に策定する予定ではありますが、いつまでに策定するという、現時点ではまだ明確化できない、何月何日までにつくり出すということまでは御回答はまだいただいていないという状況にあります。

しかしながら、会社といたしましては、行政からの支援に甘んじることなく、自分たちの力で会社を立て直していきたいという信念を伺っております。

以上、簡単ではございますが、これまでの取り組み等についての報告とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員、よろしいですか。はい、どうぞ。

3番（坪井康男君） 今の河村課長御説明あったことをお聞きしようと思っておりました。先に説明ありましたんで、それはそれで結構ですが、もう一つ、私3月議会でいろいろ申し上げましたけれども、そのときに一番私の頭にあったのは、やはり道の駅おふくの今の時点における道の駅としての競争力といいますか、それをどうやって向上させていくのかというのが一番私の主要な観点でございました。

そういう検討して行くためには、やはり外部の専門委員、コンサルタントを入れて検討すべしというふうに私は申し上げたつもりですけれども、今の河村課長の御説明を聞きますと、美祢市内の事業者から何か提案があったというふうにお聞きしたんですけれども、ここで言う外部専門委員を含めた検討会というのは、その美祢市内の事業者から提案があった、その事業者を専門委員として参加していただくと、こういう意味でありましょか。もしそういうことであれば、私はやっぱり今時点における道の駅の競争力アップというのは、そんなにこそくな小手先の話ではもう追いつかないと思っているんです。ですから、本当に権威のある道の駅のコンサルタントいっぱいいると思いますが、本当に美祢市以外の外部のそういう事業者に頼んでやらないと、本当に抜本的な改革は難しいんじゃないかならうかと思えます。

3月に申し上げましたから繰り返してはありますけど、一番の難点は、やっぱり大型の観光バスが入らない、入ってもトイレがない、これがもう一番の私は決定的なことだと思えます。

従って、本当に正念を入れてこの問題を解決しようとするれば、やっぱり今の敷地では狭過ぎると私は思っておりますんで、この検討委員会、ぜひ外部の本当の専門のコンサルタントをお願いしていただきたいというのが意見でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村課長、今、話せるところまで。河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 今の御意見に対しましてでございます。

先ほど、私のほうから市内のコンサルティング業者という話をさせていただきます

した。これにつきましては、早急にやはり意識改革等必要ということもありましたんで、人材育成を図る観点から、早急な対応ということでとらさせていただいた手段ということでございます。

経営検討委員会につきましては、別の観点から見させていただくということから、今申しましたコンサルティング業者さんの方が入られてという考えではございません。ただ、研修等につきましては、今回結果としまして、昨年対約60万弱ということの売り上げも出ておりますので、研修につきましては引き続き研修を受けながらやっていきたいと、必要に応じまして市外の業者、専門の方等含めまして、さらにきちんとした体制づくりをしていきたい、取り組みをしていきたいということをお伺いしております。

ですから、経営検討委員会の委員さんにつきましては、いろいろな方がいらっしゃるということなんで、それぞれ今人選をいたしまして、これから当たっていく方、既に当たられてる方等いらっしゃるって、まだ皆さんおそろいじゃないんでまだ会議が開けないという状況でございますけれども、それも早急に開きたいということをお伺いしております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 私のイメージとやっぱり違います。検討委員会、これは大変結構なんですけど、もう美祿市内の人たちが集まっているいろいろ検討しても、それ限界があります。見る目がもう美祿市しか見てませんのでね。

だから、やはり道の駅っていうのは、今全国的に物すごい注目を浴びているところで、本当にこの前も申し上げましたけども、収益を上げておるところは何億円って上げてるんですね。だから、そういうところと、あるいは場合によっては太刀打ちしていかないかんとということですから、いわゆるちゃんとしたコンサルティング会社に依頼されたらどうですか。少しお金がかかっても、私、しょうがないと思いますよ。発想がもう違います。発想が古いです。で、今の敷地では非常に無理だということなら、それはそれでまた考え方を変えざるを得ないんで、あの敷地でどういじくったって私は限界があると思いますから、コンサルタントへの依頼というのをもう一遍見方を変えて、ちゃんとしたところに頼んでいただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 今の御意見につきましては、私のほうからも会社のほうに十分話をさせていただき検討させていただくといいですか、会社のほうで検討していただけるという形をとらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） なお、この件につきましては、3月議会以降いろいろな興味を持っておられる議員さんもたくさんおられると思いますし、今、議会側といたしましては、政策討論会等設けて、そこで皆さんと議論をしっかりと、よりいい方向に導いていきたいというふうに思いますので、そのときにはしっかりと勉強されて、自分の考え方を発表していただけたらと思います。よろしくお願い申し上げます。

この件について、質疑はございませんか。岡山議員。

6番（岡山 隆君） このたびの平成24年度におけるこの美祢観光開発株式会社の事業報告しっかりと見させていただきました。

それで、今のおふく道の駅、この2年連続で計上赤字ということで、純利益赤字ということで、その辺が取り沙汰されて今後、6年間までは黒字だったと、それから黒、赤になったり、最近ではもう2年連続で赤字ということですが、それで何とかこの道の駅を、要するに観光拠点都市の大きな位置づけとして、今後とも存続、維持していかなければならないということで、さらなる経営検討委員会を設けてリニューアルして、本当に地域の食の確保並びに観光地としての特産物をしっかりと販売していく、そういうより付加価値のある、創造力ある、そういった道の駅にしていかなければならないという検討委員会、非常に私はいいいと思っています。

それで、それまですぐちゅうわけにはいかないですね。これについては若干時間が何年かかかると思っております。それにあたって、今のままで経営が継続していくというのは、非常に赤字が続くし、問題ではないかと思っている方もたくさんおられると思います。

その大きな要因というのは、楠にできました宇部市こもれびの里、そして西市のこの温泉、こういったところのものがもしなければ、於福温泉も道の駅も私はそこそこプラスマイナスゼロぐらいで推移していたんではないか、そういった外部的な

要因が非常に高い、そしてこの四、五年前におふく道の駅の循環式からかけ流し式
っていう形で、相当な燃料費が高くなって、それで、熱交換器を設置、1、
200万かけて、これをやったからこそ、今この燃料が年間1、700万で済んで
ますけど、実際だったらもう3、000万ぐらいになって、実際、今回のこの収支
を見た場合、純利益は908万で済むっていう程度ではなかったと。もう2、
000万の赤字であったと。さまざまな面で、私は道の駅の皆さんも経営努力はさ
れてきているということをおもっています。

今後、しっかりと今回売り上げが、実績が2億円切って1億9、300万円まで
なると。22年、1昨年とかは2億1、000万とあって、それによって多少なり
とも黒字が出ちよったですね。ということは、要するに経営検討委員会で、次の
新しい施設が、道の駅ができるまでに、私はもう少しこの辺の売り上げがあと2、
000万円、そして、エネルギーのものを、これを私はもう灯油でいいんかどうか、
逆に電気で、要するにいろんなさまざまな面での電気を、太陽光がいいかちょっと
わかりませんが、そういったことの補助金を受けながら設置して、灯油より
電気でやったほうが、一時的な投資的経費がかかるかわかんないけれども、それによ
って経営が健全化していく、そういうところの私は過渡期までしっかりと今の赤字
がふえないようにしていくための道の駅おふくとしての、美祿観光開発株式会社と
しての、それまでの期間どうこれを赤をふやさんように対応していくか、これの考
えがきちっとされているかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の岡山議員の御質問でございます。

赤字にならないような対策ということでございますけれども、今現在、これまで
民間業者さんをお願いしていた清掃についても自分たちで行っていくと。そのほか
にも、仕入れの問題について、もっと精査して削減をすとか、そういった形で、
今現在やれることについては、昨年度からずっと取り組みをさせていただいておりま
す。

今、太陽光等の御意見もありましたけれども、先の3月議会も含めまして、私ど
もも従来から施設の抜本的なリニューアルが必要だという思いも持っております。
新たな設備投資をするのがいいのか、リニューアルした際に、それをまた結果的に
は1回なくしてしまっ、また新たなものを設置するというような、二重で計上さ

せないといけないような状態になるというのもやはり困るということで、うちとしては試行錯誤という状態が続いております。

しかしながら、いずれにしましても赤字対策といえますか、売上向上策に対しましても、さらなる努力は必要だということは社員の方も重々承知しておりますので、先ほど申しましたコンサルティングの方を含めまして、売り上げアップ策というのがどのようにしたらいいのかという、そういった取り組みもされたというところでございます。

引き続きまして、現場スタッフの皆さんの意思統一、意識改革等含めましてさらに努力していただくよう、私のほうからもまた話をさせていただきたいというように考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 林副市長。

副市長（林 繁美君） ちょっと会社側からなんですが、会社独自としては、先ほど来3月議会から続いている議員の皆さん等の御意見をお聞きしながら改革を進めておるわけなんですが、実は県内の道の駅、また中国地区の道の駅で、3月もちょっとこれ申し上げましたが、中国道の駅連絡会というのがあります。しいては、全国道の駅連絡会というのがあります。今回、山口県内の道の駅連絡会を立ち上げようということでまだ動いておりますけど、やはり同じ悩みを持った道の駅がたくさんあるわけなんですけど、イベント一つとっても、連絡し合って、協同し合って集客に努めようと、こういったような方策も考えております。

だから、個々の道の駅で頑張るのが一番いいんですけど、やはりこの情報の共有、道の駅同士の情報の共有とかいうのを大事にして、またこれから道の駅の運営を行っていきたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

6番（岡山 隆君） 今後、道の駅における需用費であるエネルギーに関しましては、今後新しい道の駅、リニューアル、どういう形になるかわかりませんが、しっかりとそういうところのものを、今のところにやるというよりは、今後のさまざまな情報源があるということをおっしゃったので、そういったことを踏まえながら、しっかりと次のステップとして対応していただければいいのかなと思っております。

そういうことで、平成26年度3月予定損益計算書では、売り上げが平成25年度よりもプラス1,600万という形でなっております。それで当期純利益は何とか520万まで持っていこうと、あくまで予定ですからなかなかこのようになればいいですけど、なかなかならんことを多いと思いますけれども、しっかりと、いかに、今あったように、売り上げ1,600万まで上げていけば、努力していけば、今の状態でしっかりと計上できると思っております。

どうか、さまざまな面で女性の新しい発想的なそういう力等を利用して、そして何とかバトンタッチするまでにより売り上げを、1,600万円、これを何とかやっつけていけば黒が出るという試算されておりますので、この点の、なかなか大変と思いますけれども、しっかりその辺は推し進めてもらいたいと、以上、要望で終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 先ほど、以上のことは申し上げまいと思っておりましたが、只今の岡山議員さんの質問に誘発をされまして、言わんでいいことを思い出しましたのでお伺いします。

これ、今、私の手元に道の駅おふくに部門別の収支計算表があります。残念ながら直近のものがありません。こういう平成24年度についても部門別の営業損益計算表っていうのはつくっておられるかどうか、まずお聞きします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

部門別の収支に関わるものであれば、会社のほうにはあると思っております。それが損益計算書のレベルまでということになるとちょっと定かじゃないところがあります。簡単な収支のバランスっていうものは、会社のほうでも予算見積もりの段階でつくっておりますので、そういったものはあろうかと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） それでは、今私の手元にあるのは、かつての議会に提出された資料だと思います。別に、美祢観光開発から私盗んできたわけではありませんので、これ見ますと、部門別に、シャーベット部門、特産品売り場、レストラン、温泉、市民会館レストラン、野菜市場、その他いうふうに部門別に、営業損益がちゃ

んと掲載してあります。この平成18年度は全体の営業損益が530万の赤字でございました。赤字でございました。

それで、この部門別に見ますと、特産品売り場が稼ぎ頭なんですよ。このとき920万の黒字です。それからシャーベット、これも460万の黒字です。ところが、こうした黒字を、レストラン部門が1,200万の赤字、それから温泉部門が400万の赤字、それから市民会館レストラン、そこですね、214万の赤字。この内容を見ますと、どういうふうに美祢観光開発の収支が悪いかっていうのは一目瞭然なんですよ。ですから、もうそういう細かい話と私は違っていると思っております。このレストラン部門の1,200万を解消するためには、売り上げをふやすたってもう無理です。特に、レストラン部門見ますと、売り上げがこのときは5,253万です。24年度が幾らだったかちょっと今あれなんですが、このときの仕入れが2,753万円で、売り上げに対する仕入れが52.2%なんですよ。常識的にレストラン経営者はこんな高い仕入れはあり得ない、口をそろえて皆さんおっしゃってます。

ですから、もう赤字の原因は何にあるかっていうのは、もう一目瞭然なんです。それはもう林社長が一番よく御存知のはずです。だから、もう余り細かい議論をしたって私は無駄だと思いますので、抜本的な方策を講じていただくということをぜひお願いをいたします。この24年度の報告を見まして、本当にしみじみ、つくづくそう思いました。問題は、レストラン部門と温泉ですよ。それ以上申し上げません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） 細かいことになるかと思いますが、お尋ねします。

私は、温泉付きの道の駅はなかなか皆さんにも人気ですし、地域の農産物を売るところの直売所としても伸ばすべきだと思いますので、そういった立場もありますが、ちょっと数点質問をさせていただきます。

報告書の中の1ページなんですけど、温泉がありますが、温泉の報告ですね。部門別実績の温泉のところですね。これが三千百何万になってますが、この温泉は、この中身、温泉、入浴のだけなんでしょうが。

一問一答でいいでしょうか。数点述べていいですか。

議長（秋山哲朗君） 何件くらいありますか。

9番（三好睦子君） たくさんあります。言いましょう。

そしたら、今の件と、それから次を開けて、5ページなんですけど、雑収入、これ去年も聞いたんですけど、ことしも、去年は市が払っている、市からの収入が充てがっているとの回答でしたが、ことしはどうなんでしょうか。

それと、まずそれだけお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

1ページ目の温泉の3, 170万円っていう部分でございますが、こちらは温泉の利用者の方の収入のみということになります。

それと併せまして、5ページ目ですか、雑収入の内訳っていうことでございます。こちらの内訳につきましては、温泉高騰に伴う指定管理料、あとマッサージの関係、整体の関係等の場所をお貸ししているということもありますんで、そういったもろもろの場所代というものが雑収入等で上がっております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） マッサージも入ってましたら、部門別の中にマッサージがありますけど、これってダブるわけでしょうか。それと。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、質問の趣旨がよくわからんのですよ。

9番（三好睦子君） わかりませんか。

議長（秋山哲朗君） それを聞かれて何を尋ねたいんですか。

9番（三好睦子君） 何を尋ねたいか。

議長（秋山哲朗君） はい。

9番（三好睦子君） 結論を申しますと、温泉の水を売っておるっていうか、地域の、個人にじゃなくて温泉水を売っておられるのではないかと思うんですが、その収入はどこに入ってるのかなと。

議長（秋山哲朗君） いや、温泉水を売ってるっていうのは。

9番（三好睦子君） 売ってるわけじゃないんですか。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問です。

先ほど、私1ページの温泉の売り上げが温泉客のみというお答えをさせていただきましたが、まことに申しわけございません。この中に、今三好議員言われました温泉の利用に関しての利用料が多少入ってます。金額の細かいところまでは把握しておりませんが、その収入額につきましてはそんなに大きい金額じゃないということ、ちよつとる覚えで申しわけないんですが、そういった記憶がございます。売り先につきましては、後ろのブルーベリーのアグリ山口のほうに水が少ないからということで利用させてほしいという依頼がありまして、数年前から若干ですが温泉水を一部利用されているということがあります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。ちよつと、マイク入ってなかったもんで、ちよつと。

9番（三好睦子君） 正確な数字がわからないということでしたが、この温泉の収入の中の何割ぐらいが水の収入が入っているのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） まことに申しわけございません。はっきりした数字を今現在つかんでおりませんが、何割という単位のものじゃなかったと思います。年間10万円ぐらいじゃなかったと思うんですけど、また。済みません。今のお話でございますが、私のほう温泉、温泉と言っておりますが、源泉から直接取っていただいております部分の水でございます。冷泉の部分をお分けしているというようなものでございまして、温泉、会社のほうで沸かしたものをお渡しするっていう意味じゃなしに、源泉の部分から直接取っていただいているという状況でございます。

先ほども言いましたように、金額につきましてはちよつとはっきり覚えていませんけど、年間で10万円前後じゃったんじゃないかなろうかと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） はい、わかりました。

それから、細かいことになって申しわけないんですけど、費用の中で広告宣伝費と販売促進費とありますけど、これはどのように違うのかと。昨年度の予算の中を見ましたら、それぞれ予算よりオーバーしているんですけど、少しじゃなくてかな

りオーバーしておるんですけど、これの促進費とかは、この違いは何でしょうか。お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 今の細かい数字はないそうですので、後ほどでよろしいですか。

9番（三好睦子君） はい、わかりました。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、質問される意味がよくわからんのです。何を求められておられるんかというのが先ほどからはっきりしないもので、いちいち細かいことまで言われたらなかなか時間がないもので、大事な部分があればまとめて言っていただけたらと思うんですけども。三好議員。

9番（三好睦子君） 大事なことと思いますので質問します。次年度の予算の件ですか、25年度の予算の件ですが。

議長（秋山哲朗君） 今やっておるのは、24年度的美祢観光開発株式会社の事業報告についての質疑ですから。

9番（三好睦子君） 予算はまた別にあるんですか。一緒にこれもらってるけど。

議長（秋山哲朗君） いや、あくまでもこれは報告だけですからね。議会の発言する場をよく考えて、もう少し勉強されてやっていただきたいというふうに思いますので。

9番（三好睦子君） 予算について、予算、いけないんでしょうか。はい。

議長（秋山哲朗君） ちょっと。

9番（三好睦子君） わかりました。

議長（秋山哲朗君） 暫時ちょっと休憩しましょう。

午前11時11分休憩

.....

午前11時40分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。三好議員。

9番（三好睦子君） 先ほどは失礼しました。つい熱心なあまりっていうか、詳しく知りたいなと思ひまして、行き過ぎた質問をしたようで、済みません。

より詳しく知りたいので、また担当課長含めて担当の方にもお尋ねしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。河本議員。

13番（河本芳久君） それでは、1件だけお尋ねしたいと思います。

いろいろ経費の削減努力をされておりますが、一番売り上げた減少の要因として、お客さんが年々少なくなっていると、こういうふうに説明されております。その対策についても努力していると。

ひとつその点でお尋ねしたいのは、年々お客さんが少なくなってきたと、その掌握、どういうふうにその推移をつかんでおられるのか。

ちなみに、温泉を利用された方が、24年度は8万8,000となっております。そういう推計的でも、これは確実な数字でしょうが、全体的にどのぐらいのお客さんが過去に来て、そして年々減少してきた、そのような数量的な推移について掌握されているかどうか、この点をお伺いします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

来客者全体を把握しているっていうイメージではなくて、例えば、物販のほうであればレジを通られた方、温泉で言えば、温泉客については同じようにレジ、それからレジ数での客数っていうことについてはうちのほうも把握しております。しかしながら、中にはトイレ休憩だけというようなお客様いらっしゃいますので、そういった方についてはちょっと私どもも把握してませんし、会社のほうもそこまでの数までは把握してないと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

13番（河本芳久君） 交流拠点都市という、よそからたくさんの方がお客さんが来られる美祢市と、こういうことについて道の駅は重要な役割を果たしていると思う。他県においても、道の駅に来られるお客さんが、集計すれば何十万人とかそういう数字の掌握もされているような道の駅も、今まで伺った中にはあるようです。やはり、そういうお客さんが県内か、県外か、どういう動機でこの店に立ち寄られたか、そういったことについてもある時点にはアンケート調査を実施されたりしておられます。そういった形で客数の動向を掌握しながら対処するののも一つの方法ではなかろうかと。

先ほど経営改善はいろいろ意見が出ましたけれども、やはりお客さんが年々少なくなっている。ただ、抽象的にではなくて具体的にそういったものを掌握する、そ

ういったお気持ちはあるかないか確認したいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

先ほど、私が別の質問の中で、コンサルの方が入られて、いろんな人材育成含めて実施されたというお話をさせていただきました。そのコンサル業務の中で、例えば駐車場の台数チェック、ナンバーチェックっていいのですが、どちらのほうから来られたのか、例えば広島ナンバーであるとか福岡ナンバーであるとか、そういったチェックをするというような意識づけを併せてされておられます。そういったものにつきましては、引き続き、毎日毎日チェックするっていうことはちょっと大変だろうと思っておりますので、例えば第1日曜日にチェックするとか、そういったことは現場のほうも十分対応できるだろうと、私のほうは想定をしておりますので、継続的にそのようなチェックはお願いしたいと思えます。

一時期、お客さん、お店の中に入って来られるお客さんの総数はどれくらいあるのかというチェックは、期間を定めてさせております。そういったものもこれから先、経営改善計画等策定する際に必要な資料だと思っておりますので、いろんな形で調査活動はさせていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第5号を終わります。

日程第8、報告第6号平成24年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。坪井議員。

3番（坪井康男君） 2点お伺いいたします。この報告書の中で、部門別売上実績というのが出ておりますが、部門別の収入と支出の表というのはいないのでしょうか。やはり、せっかく売り上げ実績があるんですから、変動費ベースで結構ですけども、支出のほうを、固定費は当然部門別に分けられませんから、変動費ベースで結構ですから、ぜひ次回からつけていただければ、あ、この分はこうなんだと、もう断トツに竹箒の部門がやれば大赤字だということはわかるわけですね。

こういう表は、何となしに私勘ぐっちゃいかんのですが、何となしに問題点が余

りよう見えんようにまぶしている、まぶして何かわからんようにしてあるような、私のひがみかもしれませんけど、そんなふうを受け取れます。せっかく書いてあるんですから、ぜひ次回からは収支で出してもらいたいと思います。部門別にわけることが難しい費用もありますから、それはそれで共通部門費でいいと思いますけどね。それが1点です。

それから、これだけの重要な事業をしておられるわけですから、これ、社長さんはどなたですか。やっぱり副市長さんですか。すると市長さんですか。美祿農林開発、お伺いします。

議長（秋山哲朗君） 座ってください。河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

美祿農林開発株式会社の代表取締役は、林繁美氏でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） もう一つ。初めのやつの、答弁できる範囲で。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） それと、次回からは部門別の収入、支出がわかる資料ということでございますので、ちょっと今の様式については、美祿観光開発株式会社の様式に、後発の会社なんで、美祿観光開発株式会社の様式にできるだけ沿うようにという形でつくらせていただいておりますので、その辺も含めまして、もう一度精査させていただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） それでは、2番目の質問です。販売費及び一般管理費内訳書を見ますと、冒頭に給料手当ということで、378万9,013円計上されています。これだけの事業をするんですから、相当大勢の人が関わりあって給料手当も多いんだろうと思うんですが、これ370万ったらパートの人でもせいぜい2人ですかね。そんなことで事業をしておられるとすれば、摩訶不思議な第三セクターだなと思わざるを得ないんですよ。

従って、これは後ほどのあれにも関係しますけれども、この美祿農林開発の組織機構図と何人いるんだということ等をきちんと提出いただきたいなと思います。今のこの段階での質問は、何人ですか。この378万9,000円の給料手当を支払っておられるんですけれども、何人ですかという質問です。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

販売費及び一般管理費、内訳書に記載されております給料手当のところの人数につきましては、2名の方です。その他につきましては、製造原価報告書のほうで人数がある程度上がっていくようになります。

労務費の中に、給料手当、雑給というものがございます。こちらのほうで給料手当がこちらで3名、雑給のところ、ちょっと正確な数字っていうのが作業工程でばらばらするんですけど、20名から30名ぐらいの人数の方の手当ということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） 3点お尋ねいたします。余り立ち入りませんが、今回のこの報告書見ますと、勘定科目が、一昨年はあったのに、去年はなくて、ことし生まれたとか、出沒しておるんです。それとかいろいろ勘定科目が違うんですが、統一性はないのでしょうか。

例えば、2ページですが、これ商品というのはなかったんですね、去年は。今回は商品と製品になっています。それから、9ページの新聞・図書費、ことしはありますけど、去年はなくて、その前はあったんですね。それから、そういったふうに科目がころころ変わるのなぜだろうかと。

それから、今回も問題というか予算で出ると思いますが、8ページの業務受託収入ってあるんですけど、去年のはそれに似たものが、未収収益で上がっていました。これは何かと聞きましたら、市の補助金だということだったので、今回は未収収益を使わずにこういうふうに出ていますが、科目がいろいろころころ変わるっていうのは何か理由があるのかということと、それから、予算に組み込んではいけないと思えますけど、ちょっと余りにもひどいところがあったので言わせていただきたいんですけども、それほど、後でまた聞きます。お願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

勘定科目の訂正につきましては、そのときに必要となる勘定科目を使わせていた

だきますので、その勘定科目の金額が上がらなければ、当然その勘定科目は記載をされなくなるというのが原則だろうと思いますが、よろしゅうございますか。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、もしもよければ、大きな問題でなければ、担当課の方に直接後聞かれてもいいんじゃないかと思います。何か目的とするものがちょっと本当に見えないもので、申しわけないですけども。何か、いいですか。三好議員。

9番（三好睦子君） 済みません。目的が何か見えないということですが、10ページなんですけど、荷づくり運賃、去年は6万3,388円だったのが、今回は約50倍になって334万あるのですが、これには何か理由があるのかということ、これはまた立ち入ったことでしょうか。立ち入ったことでなければお答えお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 事業規模を拡大するに当たって、運送費が必要だということで金額がふえております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。坪井議員。

3番（坪井康男君） 済みません。また誘発されたんで思い出しました。

3ページ、報告書の3ページごらんください。損益計算書となっています。その中の売上原価の欄です。これ、商品と製品と二つに分けてあります。製品というのは、多分まだ商品になる前のことだと思えますんで、これは製造過程のことだと思います。それはそれで、期首と製造原価と期末があります。これはいいんですが、疑問です。商品は何で期首、商品、棚卸高というのはいないんでしょうか。期首があって当期の商品仕入高があって、期末商品の棚卸高があって原価計算ができるはずですが、期首がないっていうのは何か理由があるんでしょうか、お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

商品に関する御質問だということですけども、こちらの商品というものが、昨年度実施されておられますごま高菜、高菜の漬物と考えていただいたら結構なんですけども、その商品を昨年度から取り組んでおりまして、この高菜につきましては、美祢の若い農業従事者の方たちが高菜を一生懸命つくられてるということから、

その高菜を県外の専門の漬物業者さんのほうが商品化してあげようという話になりまして、高菜の漬物をつくられました。そちらを今連携取っております学校給食の関係の業者さんいらっしゃるんですけども、国産の高菜の漬物が手に入れたいんだということもありまして、県外でつくられた高菜の漬物を農林開発が商品として仕入れていると。

期首に当たってないのは、一昨年はそういった事業を実施しておりませんので、期首にはそういった商品はないと。期中に商品開発っていう形、連携を始めて商品化にたどり着いたということで、商品、期中に発生しまして、その残分が期末が商品残高、商品棚卸ということで上がっているということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第6号を終わります。

この際、暫時、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分休憩

……………
午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第9、議案第1号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。坪井議員。

3番（坪井康男君） 商工費の竹材等支援活用事業についての質問をさせていただきます。

今回、内容を見ますと、従来美祢農林開発株式会社には補助金という格好で収支をつぐなっているところ理解しておりますが、今回指定管理料として800万新たに支出ということになっております。それで、なぜ補助金と指定管理料と、お金には色がついてないんだけど、会計上の区分があるんでしょうか。どうして統一できないんでしょうか、お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

従来より支出しております補助金1,700万、こちらにつきましては、森林保護、竹林所有者等の所得向上及び地域産品のPR等全て公益性の高い竹箸製造に係る補助金として計上させていただいております。

このたびの指定管理料につきましてはですが、こちらにつきましては、公の施設管理に必要な経費という考えのもとで、指定管理料とした形で計上させていただいております。こちらの800万円の指定管理料につきましては、このたび新たな事業に取り組もうというところで、そちらに係る当初必要となる金額を積算させていただきまして計上させていただいているところであります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 今の御説明で、公益性の高い美祢農林開発の事業については、収支つぐなわない場合は補助金で行きますと、こういう御説明ですが、それを指定管理料として支払うことはできないんですか。法律違反になりましようか、お尋ねです。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。

竹箸の関係の事業のほうで1,700万という支出をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、竹箸の製造について、美祢社会復帰促進センターのほうで、美祢社会復帰促進センターの刑務作業を活用して事業展開しております。こちらの施設につきましては、美祢市の施設じゃないということもでございます。そういった関係もありますので、こちら1,700万の補助金につきましては、指定管理料っていう考えじゃなしに、補助金という形で、いわゆる公の施設という解釈にならないという判断をさせていただいておりますので、補助金支出をしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 確かに、美祢農林開発が管理運営をしておる施設は大きく二つに分かれます。一つは、刑務所の中にある竹箸の製造機械、これが一つと、農林資源活用施設の中にある竹の子の水煮を中心にした設備と。それは確かに二つあり

ます。ただ、今の課長さんのお話で、刑務所の中にある機械設備は市の物ではないというふうに聞こえたんですが、そうでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 説明が不十分だったかと思えますけれども、社会復帰促進センターの中に設置してあります機械類、こちらについては美祢市の物でございます。しかしながら、建物そのものは御存知と思えますので、PFI活用しました国・民間が経営されております施設ということなんですけれども。

指定管理者制度そのものの算出に当たって、公の施設っていう解釈のところだろうと思うんですが、公の施設の解釈は、施設、設備機械類そういったものじゃなしに、施設建物そのものに関する管理運営につきまして、指定管理っていう問題が発生するという解釈をしておりますので、補助金支出をさせていただいてるところでございます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） それではお尋ねしますけれども、刑務所の中にある竹箆の製造設備については、美祢農林とどういう関係にあるのか、お答えください。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問です。社会復帰促進センターの中、刑務作業場の中にある機械・設備関係につきましては美祢市の物で、こちら美祢農林開発のほうに無償で貸与しているという形のものになっております。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） おっしゃるとおり、刑務所の中にある竹箆の製造設備については、美祢市と美祢農林開発との間で使用貸借契約が締結されておまして、美祢市より美祢農林開発に貸与されておる、そういう状況にあります。

そういうふうに考えますと、美祢農林開発は、桃ノ木のあそこの農林資源活用施設と使用貸借で借りている刑務所の中の設備と両方管理運営する責任があるよと、こういうことだと思いますので、あなたのさっきの説明はもう一つよく理解ができないんですが。わかりやすく、市民の皆さんにわかりやすく説明していただけないでしょうか。

私の質問はもう一遍繰り返しますと、なぜ美祢農林開発には、全部指定管理料として必要な資金を出すっていうことはできないんですかという質問ですよ。お答え

ください。

議長（秋山哲朗君） ちょっと今の質問の内容を整理しますので、ちょっと暫時休憩をしたいと思います。

午後 1 時 0 9 分休憩

.....

午後 1 時 1 8 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほどの御質問でございます。まず、先ほども申しましたように、竹箬製造事業に係る事業の性格でございますけれども、こちらの事業につきましては、まず、建物そのものを地方公共団体が所有しているものでないということです。それと、機械・設備類そういったものは美祢市の所有ではございますけれども、指定管理者制度そのものの部分が、公の施設の解釈の仕方ですけれども、物的施設を中心とするっていうところが基本になろうかと思っております。

そういった関係から、竹箬製造事業については指定管理業務ではないということで、美祢農林開発と美祢市のほうが指定管理者制度に基づく基本協定を結んでおりますが、その基本協定の中でも指定管理業務に値しないということで、指定管理業務としての捉え方をしておりません。そういった関係から、現在、美祢農林開発に支出しております 1,700 万は、補助金という形を取らせていただいております。

補助金のことでございますが、補助金につきましては、反対給付を求めないっていうことで、そもそも竹箬の製造事業につきましては、美祢社会復帰促進センターを誘致した際に、刑務作業に全面的に協力しましょうという考えのもとで竹箬製造事業で、これどんなに一生懸命頑張ったところで、赤字体質な事業ということもありまして、それを一定の範囲で支援していく、助成していくというところから、補助金支出をさせていただいております。

このたびの 800 万の指定管理料につきましては、指定管理業務の一貫として捉えさせていただいております、反対給付を求めるという意味合いを持っておりません。

その反対給付の求め方でございますが、これから美祢市の農家さんにどんどん野

菜をつくっていただくということを考えております。そういった農家さんの野菜づくりをたくさんしてもらった、いうなれば出口の、野菜をつくった後の、つくった野菜をどのように生かしていくか、それを表現すると出口整備っていいですか、そういった形のもので、反対給付を求めている事業ということもありまして、800万につきましては指定管理業務の一貫として実施していただきたいということで、指定管理業務いう形で捉えさせていただいております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 私の質問に対して、まるでお答えいただけないと思っています。今、河村課長のお答えのままでしたら、なぜ最初から、竹箒の事業については直営でおやりにならんのですか。そしたらややこしい問題一つもないんです。最初は、とにかくしゃにむに竹関連事業は三セクの美祢農林開発をつくって任せるよってスタートしてるはずですよ。今のあなたのお答えは、後からへ理屈をつけただけの話だと私は思っています。

そもそも、美祢農林開発の事業の内容を、これは竹関連、さっきあれしたら部門別の会計もなさっていないじゃないですか。だから、おっしゃることと、現実は大変食い違ってるんです。合理的な説明になってないんです。

この件はこの場ではもうよします。予算委員会でやることになってますから。よしますけれども、基本的には今どき第三セクターを指定管理するっていうのは、前時代で古いんです。第三セクターに公の施設の管理運営を任せとったのは、平成15年までです。平成15年に地方自治法が改正になって、指定管理制度を導入した。なぜかという、民間活力を利用して施設の効率的な利用、それから経費の節減を図ろうね、というのが指定管理制度なんです。

だから、今どきそもそも、三セクを指定管理すること自体が時代遅れなんです。三セクっていうのは御存知のとおり親方日の丸ですから、赤字が何ぼ出ようと知らん顔です。結果において補助金なり何なり出していただける。こんな古い制度を、そんならむしろやめるべきじゃないですか。そして、やめて民間にばさっと任せて、指定管理料3,000万でも4,000万でも出しゃいいじゃないですか。あんまり妙な回答しないでください。これ以上私しません。予算委員会でやります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。岡山議員。

6番（岡山 隆君） 今回、今議題になってます竹材等資源活用事業、これについては予算委員会がありますので、そちらのほうできちっと行ってまいりたい。ここでもうきょう言いません。

それで、今、河村商工労働課長のほうから、ある面では補助金で竹箸の製造をすること、そして、カルスト森林組合5%出資、美祢市があと残り出資してますけど、そういった中での竹の子の水煮、野菜・大豆等の水煮ですから、そういう第三セクターとしてのシステムにはちゃんとなってるなという、ちょっと説明はある程度、少しは理解したつもりでございます。しっかりとそれについては委員会で行ってまいりたいと思います。

それで、きょうは私は、土木費で、道路橋梁費ということで、この社会資本整備総合交付金事業ということで、4,450万ついております。そういった中であって、この点検業務委託料ということで、この点検、橋梁等15カ所行っていくってということもいろいろ聞いております。

今後、今回特に道路整備事業で3,000万円ついておりますけれども、そういった中にありまして、今回山口県で土木事業、公共工事の発注高は5月、1カ月間だけ見てみるならば90億円山口県でばっと出たと。そして、去年はどうやったかっていうと、発注高たった5億円なんです。18倍、今回、それだけ出ているお金が違うということで、今回防災安全交付金という形で、県がいただいたのは、国からいただいたのは300億円と聞いてます。そういった面で、非常にこの防災、そして安全のための交付金をかなりつけてくれたな、非常に建設業界疲弊して、この10年間賃金も10%下がって、厳しい状況であったということは聞いております。

問題は、今回この道路整備工事におきまして3,000万がついておりますけれども、国ベースでは15.1%の、この公共事業設計労務単価、これついては、美祢市にあっては、この辺のところは12.1%とかいろいろ言われてますけど、この美祢市については設計労務単価がきちっと入った上での金額なのかどうか。そして、この設計労務単価はさかのぼっていつから、この設計労務単価ついておるのかどうか。この辺について説明いただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 岡山議員の御質問にお答えします。労務単価につい

て全国平均で15.1%上がったことで、当然山口県においても労務単価33業種ございまして、山口県で統一した単価になっております。4月10日にもうその辺は反映されまして、例えば普通作業員というのが去年までは1万2,000円であったものが1万3,600円ということで、13.33%上がったということで、平均的には先ほど議員が言われました、11.4……、10%超えると言われましたけども、上がっております。その辺の労務単価については、新年度発注のものにはもう既に反映されてます。

それと、大型補正で3月時分云々繰り越させていただきましたので、結果的には全部反映された状況で発注するようになってますし、今後も発注する方向でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

6番（岡山 隆君） よくわかりました。それで、最後に何ていいますか、今回、国平均で15%の設計労務単価、公共事業に対してついておりますけれども、問題は太田国土交通大臣も言われておりますけれども、この設計労務単価がしっかりついたということで、それがちゃんと中小・零細で働く建設、例えばB・Cそういった所の業者さんまでいろいろ下請とかやって、そういったところで働く方の賃金が上がっていかなければ本当の意味の成長戦略はないし、やっぱり景気がよくなったという実感がないと思うんです。そこまできちっと見据えていかなくちゃならないということで、日本建設連合、こういった建設業界のほうに、労務単価がしっかりと給料に反映していくようにと言われております。

それで、多分県のほうからまた、市のほうにもまた連絡があるんかもどうかわかりませんが、10月か11月ごろにしっかりこの労務単価が給与に、そういった中小・孫請とか下請とかに反映されてるかどうか、そういった調査が入るといことも聞いておりますので、もしそれがきちっと反映されていなかったならば、この設計労務単価はもとに戻るといことも聞いておりますので、それでは元の木阿弥ということになりますので、それについて指示とか何かあったならば、調査とかいうのは行政が行うんでしょうか。その点聞いて終わります。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 再質問でございますが、その設計書に反映されたも

のが1次下請、2次下請、孫請、ひ孫とございますが、日本の請負企業が重層的な形体にあるってということで、最終従事者に当初みた設計価格の賃金、また社会保険料が加味されたものが対応できるか、その辺の調査ということですが、現状では法的には市内業者の下請してる場合は市内業者への発注を努めること、また市内産材を使うことという指令書は出しておるわけですが。先ほど議員が言われましたとおり、国交省のほうでその辺の調査をするために、全部じゃないとは思いますが、県経由で調査等回るやにもう聞いております。その際には、書類に倣らいまして調べるようになるというふうには認識しております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第2号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第3号美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第4号美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第5号美祢市都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第6号美祢市子ども・子育て会議条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第7号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第8号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） お尋ねします。この条例は平成26年4月1日から施行するとありますが、それまでは現行でいくと思われませんが、現行の表を見ますと従来どおり、午前・午後と夜間と、それに1時間当たりも記してありますが、現行はどの部分でいってるのでしょうか。

昨年の12月議会で公共施設の設置に関する条例が制定されたときには、1時間当たり、25年の4月1日から変わったように覚えておりますが、どうなのでしょう。

議長（秋山哲朗君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今の三好議員の御質問にお答えいたします。従来は午前・午後・夜間・全日というふうな区分になっております。主に、午前、ほとんど使われるケースが1時間ということがございまして、ほとんど午前中とか、午後からということになっておりまして、そちらのほうが割安ということにもなりますので、今までは午前・午後・夜間というふうな形の料金徴収をしておったところでございます。改定によりまして、1時間単位の使用料ということに条例を

改正するものでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第9号美祢市企業立地奨励条例の全部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。坪井議員。

3番（坪井康男君） 従来の固定資産税の課税免除に加えて、都市計画税も課税免除の仕組みを取り入れます。大変結構なことだと思いますが、私余り知識がないものですからお尋ねです。

従来これ、都市計画税の課税免除の措置を取ってるところは全然なかったんでしょうか。あるいは、県そのものも都市計画税の課税免除っていうことはやっていなかったんでしょうか。

これ説明見ますと、具体的になんだか対象業種がふえたんで、この奨励条例の、対象業種がふえたんで、例えば倉庫業や卸・ソフトウェア云々とありますが。そういう業種がふえたので、そういう業種に対して都市計画税の課税免除措置を取ろうとしてるのか。ちょっとよくその辺の、根元がわからんもんですからお尋ねします。どなたに聞いていいかわかりませんが、よろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。都市計画税の課税免除につきましては、県内自治体では初めてでございます。他市では補助金というような形で、そういった固定資産税分を補助してあげるという制度があるんですけども、県のほうにも確認したところ、都市計画税までを免除してあげるっていうような解釈は県内にはないということを聞いております。

山口県につきましても、都市計画税につきましては課税免除の対象にならないと。当然県は違うと思うんですけども。他県の全国的な状況見ますと、都市計画税を課税免除にしているところが、3県から5県ぐらい、ちょっとはっきり数は覚えてないんですけども、それぐらいの規模で都市計画税を課税免除をされているところがございます。

併せまして、業種の関係がふえて、こちらだけが都市計画税を課税免除するのかなというような御質問の趣旨かと思ったんですけれども、このたびは全て、今まで少なかった業種で対応してたところがありますが、山口県の奨励条例っていいですか、そういった措置のときに、県の優遇措置は取れるけれども美祢市の優遇措置が取れないってようなちょっとアンバランスなところがありまして、企業の進出に至らなかったという事例もございます。

そういった関係もありますので、山口県の優遇措置が取れる業種につきまして、併せて美祢市も同じように優遇措置が取れるように手続きを行ってるというところと、それら全ての業種において、固定資産税、都市計画税の課税免除、雇用奨励金の給付、そういったものを全て対象にしております。

お答えになるかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） おおよそはわかりましたけれども、都市計画税の制度趣旨からそもそも課税免除の制度があったんならば、なぜそれを利用しなかったかっていう疑問があります。そうじゃなしにいろいろ話聞きますと、県は補助金支給という格好で都市計画税の減免分に相当する優遇措置を取っているやに聞こえたんですが、そのような補助金というのも対象になろうかと思うんですが。

なぜ聞くかといいますと、この税の問題で初めて山口県内で制度を取り入れたと、都市計画税の課税免除措置を取ったと、今朝の山口新聞にも書いてありましたけど、そこは非常に何か特異なことじゃないかなと思っていたんですが、これもう、なぜ優遇措置、課税免除じゃなしに、補助金かそういうことでなしに、こういう課税免除という方式を取られるのか。

そもそもこういう都市計画税の制度趣旨に課税免除のやり方があるというんなら、何でもっと早くおやりにならなかったかという約説的な質問です。お願いします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほど私回答させていただいた中で、ちょっと十分な説明ができなかったというところもございます。

山口県、県の企業立地推進室のほうに確認したところ、都市計画税を課税免除もしくは補助金でカバーするってような措置を取られてるところは、県内にはないというお答えをいただいております。

美祢市がこのたび都市計画税を課税免除したというところなんですけれども、ここに至る過程の中には、いろんな企業の方、企業事業者さんのほうに私どももちょくちょくお伺いをさせていただくわけなんですけれども、進出企業さんのお一方の声の中に、実は進出してきたけれども、当初税金かからないんだらうと思ってたと。しかしながら、進出してみれば固定資産税は確かに減免していただいたけれども、課税免除いただいたけれども、固定資産税は払わにゃいけんやったんですよ、というような話がちょっと出てきました。

そういった中で、私どもこのたび、そういった企業さんにとってできるだけ有利な方法を取ってあげたいと。確かに補助金で支出するという方法もあるかと思えますけれども、補助金につきましては一旦企業さんが都市計画税を払っていただいた後に、それを補助金っていう形でお返しするっていうような事務的な作業、それと一旦負担しないとイケないっていう企業側にとって、一旦そういった資金を調達しないとイケないっていうところがございます。

そういった観点で、補助金でお返ししてあげられるのであれば、はなから課税免除かけてあげたほうが企業にとってはメリットが高いんじゃないかと。それで、企業さんが喜んでいただいて、美祢市に進出しようという思いを持っていただけるのであれば、そちらのほうが美祢市にとっては得策だらうということで、補助金支出っていう形ではなく、課税免除、もう最初から課税しないというような形でこのたび対応させていただきたいという案件でございます。

なお、都市計画税を課税免除にすることについて、こちらについては県のほうに確認させていただいて、法的に問題もないということをお返しいただいております。

以上です。（「ちょっと言い回し、固定資産減免云々、その後ちょっと。また同じ固定資産と言うちょる。あそこだけちょっと。ちょっとそこだけ訂正しちょっと」と呼ぶ者あり）

済みません、大変失礼しました。先ほどちょっと事例的に話をしました中身に間違いございました。従来固定資産税を課税免除で払わなくていいよというような状況の中に、都市計画税は払っていただかないとイケないという状況が生まれてたと。それを企業さんにとってより進出がしやすい環境を整えるために、都市計画税も併せて課税免除の対象にしたいというようなものでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 私は極めて事務的な質問をしとるんですけども、大変政策的な御回答いただいて恐縮しています。今のようなお答えじゃなしに、そもそも御案内のとおり、都市計画税っていうのはものすごい幅広いんです。

例えばね私の家のすぐ近くの国道に下水道管渠が布設されたと。周りの土地はたちまち価値が上がるから受益者負担金を払え、それも結局都市計画税の一貫なんです。そのときに私随分文句言った覚えがあります。残念ながら私の家が建つところと道路の間に家内の駐車場の雑種地がありまして、それがもし農地だったらそんな利用者負担金払わんでいいけど、雑種地だから払って50万円とられました。でね、そんな今のような上手な話があるんならば、それこそ何でそのとき都市計画税の課税免除とは言わんまでも、支払い猶予みたいなことがとっていただけなかったんだらうかなという思いで今質問しとるんです。

そんなに制度趣旨、固定資産税の減免っていうのはよくありますね、社会復帰促進センターだって一時期話題になっていました。だけど私、都市計画税の課税免除っていうのは初めて今回聞いたんです。確かに初めてだから県でも初めてとおっしゃるんですけども、最初からそういうことで、都市計画税上あるんなら、何でもっと早くおやりにならなかつたか。たまたま今回これもう、現に課税免除措置をとられたんですか、企業から言われて。それで県に問い合わせてみたら都市計画税とらんでいいよと言われたから課税免除したっていう、これ実績から言っておられるのか、もう一遍お答えください。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） このたびの条例改正につきましては、7月1日施行ということにしております。なぜそういった措置を早くとらなかつたかっていうところなんですけれども、私どもも商工労働課の立場で企業誘致をさせていただく中で、その部分がちょっと盲点となってしまいまして、はっきりいまして気づいていなかったっていうところがございます。

今回市内の企業さんを回っている中で、そういった措置があったらよかったなというようなお声をいただく中で、ちょっと振り返ってみましたところ、都市計画税は払わないといけない状況が生まれてたと。で、こちら執行部サイドの話になりますけれども、課税免除ができるかどうかっていうところをいろいろ検討させていた

だきまして、課税免除も可能だという結論に至ったところで、このたび改正をさせていただくというものでございまして、過去に課税免除したっていうものではないんです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 最後の質問です。これは、都市計画税免除してほしいという、何か特別な申請を出した場合に限って課税免除になるのかどうか。手続き的なこと簡単に言ってください。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） もちろんこれ、企業立地奨励条例っていうことがございますので、企業が進出される際に、ある一定規模の要件を備えていただければ、申請していただくという行為はありますけれども、そういった形で課税免除を受けることが可能になるということでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） お尋ねします。提案説明の中で10ページなんですけど、下から2、4、6……7行目、この9号議案には二つあるんですが、中身が違うのが二つあるんです。1件目はよくわかりましたけど、2件目のことが今の7行目から書いてあると思うんですけど、併せて市内に事業所を有する事業所は、生産能力の拡大や新しい分野への展開行う場合についてもとあります。その生産能力と新しい分野はどこまでの範囲なのでしょうか。

例えば、私が思うんですけど、これが生産性のあるものっていった場合、私がちょっと思うんですが、例えば、美祢市内の事業所に有してる事業所とか株式会社の方が農業に参入したとします。当然農地法が変わったので、株式会社は入れます。農業に参入することができますが、その当然これは農業は生産性があるので、このときの、この農業もこの範囲の中に入っているかどうかということをお尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（河村充展君） 只今の御質問でございます。このたびの企業立地奨励条例の対象業種の中にまず農業は入っておりません、ということです。

それと、先ほど最初の質問のほうでございますが、生産能力の拡大や新しい分野

の展開ってところの御質問でございます。旧条例の中で、市内に事業所がある方がまた加えて新たに何かをするっていう場合の文言があったわけですが、その旧条例の中では増設って言葉で表現をしておりました。増設って言葉がなかなか解釈がしづらい、今自分たちが持っている工場の横に建てるってというのが、同じ敷地内に建てるのがいわゆる増設って意味なんだろうとは、狭い意味ではそういう解釈だろうと思いますけれども、違う人を見ると、これは市内であれば大きく増設じゃないのかというような捉え方をされている場合もありまして、いろいろ解釈に違いがございました。

市長の提案説明の中にありましたように、難解な部分を整理するというのが今のようなところでございます、このたびは新設・増設・移設というような形でも十分対応できるように。ただしこの優遇措置を受ける場合につきましては、一定の条件っていうものがありますので、その一定の条件をクリアしていただかないと、当然対象にならないというところでございます。そちらについて御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第10号おもてなしのまち美祢観光振興条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

ちょっと暫時休憩をしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

午後1時54分休憩

.....

午後2時40分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第18、議案第10号おもてなしのまち美祢観光振興条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。三好議員。

9番（三好睦子君） 先ほど休憩の間に担当課長にいろいろ伺いましたので。わかりました、ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第11号美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第12号美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第13号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第14号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第15号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第15号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

議員の皆さんは、15時より議員全員協議会を開催いたしますので、第1・第2会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午後2時44分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月11日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

三好睦子

”

山中佳子